

配合飼料価格差補てん制度にかかる新たな展開方向 (政策提案 2024)

2024 年 2 月

(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金
(全日基)

○ 見直しのポイント（7つの課題と展開方策）

課題 1. 通常補てんと異常補てんの一本化（スリム化）

- ・ 二階建てから平屋の間仕切り方式へ。
- ・ 補てん金の負担割合を民間 6 割、国庫 4 割とする。
- ・ 異常基金を廃止するとともに安定機構に新たな国庫基金を創設する。

課題 2. 補てん額の上限・下限の設定

短期間での高額な補てん発動により、補てん財源が枯渇するのを避けるため、補てん水準に一定の上限を設ける。

また、補てん業務の円滑化のため、少額補てんの下限額を見直す。

- ・ 補てんの上限を、原則、基準輸入原料価格の 2 割とする。
- ・ 補てんの下限を、現状の 250 円/トンから 500 円/トンに引き上げる。

課題 3. 急激な価格上昇に対応した補てん上限の特例

- ・ 特例として補てん上限を基準輸入原料価格の 3 割に引き上げる。
- ・ 発動要件（価格水準、対象期間等）は別途設定する。
- ・ 特例による補てん財源は国庫基金から拠出する。

課題 4. 分割補てんの導入による柔軟な財源運用

- ・ 分割補てんにより限られた補てん財源の柔軟かつ効果的な利用を目指す。
- ・ 補てん期間の延伸により、生産者支援の充実を図る。

課題 5. 「基本」と「特別」の二本立てによる積立方式の導入

- ・ 加入者及び飼料メーカーの積立金については、ともに年度当初設定の「基本積立金」と期中改定可能な「特別積立金」の二本立て方式とする。

課題 6. 補てん発動の早期判明にかかる仕組みの導入

- ・ データの前倒し利用により補てん判明及び補てん金交付の時期を早める。
（公表▲3 カ月、補てん交付▲2 カ月）

課題 7. 三基金の統合と安定機構への編入

- ・ 三基金、親団体、国、安定機構の関係者による「協議会」の立ち上げ。

○ 期待される効果

効果 1. 通常補てんと異常補てんの一本化による補てん機能のスリム化と負担の公平化

- ① 補てん金にかかる過重な民間負担の軽減
(現状) 民間 8 : 国 2 ⇒ (当面) 民間 6 : 国 4
- ② 民間の積立単価 (必要額ベース) の引き下げ (現状の 7 割水準)

効果 2. 補てん額の上・下限の設定による補てん財源の安定化と業務の効率化

合理的な補てん水準を確保することにより、補てん額総額ベースで現状の約 8 割、補てん単価ベースで現状の約 9 割を見込む。
(注：試算値は効果 3. の特例を含まないケースを想定)

効果 3. 急激な価格高騰に対応したセフティ機能の付与

国の財源による追加補てんにより、急激な価格高騰に伴う経営不安を回避し、加入者の規模縮小や離農を抑制する。

効果 4. 分割補てんの機動的な実施による補てん財源の安定化

- ① 補てん財源の効率的な運用、借入額の軽減または抑止が期待される。
- ② 補てん期間の延伸 (2~3 四半期) により生産者への支援が継続される。

全日基は、令和 4 年度及び 5 年度において借入金による補てん交付を行ったが、分割補てんの実施により借入額を一括補てんの場合に比べ約 3 割削減し、結果的に加入者等の返済負担を軽減した。

効果 5. 借入金による補てん金支払いの抑止

補てん上限の設定、分割補てんの実施、払い切りの実施を効果的に組合せることで、これまでのような借入金に依存した補てんを抑止できる。

効果 6. 補てん発動額の早期判明による的確な経営計画の策定

飼料の価格改定に伴う収支、資金運用等の経営見通しを立てやすくする。

効果 7. 三基金の統合による制度コストの低減等

安定機構への編入により重複コストの削減が可能となるほか、分かりやすい制度運営、加入者モビリティの充実、個別規制の抑制が可能となる。

配合飼料価格差補てん制度にかかる新たな展開方向 (政策提案 2024)

I. はじめに

令和 3 年度から 4 年度にかけ、近年にない飼料価格の高騰が続いたことにより、畜産経営者を支援するための通常基金及び異常基金は共に補てん財源が枯渇し、借入金による事業運営を余儀なくされました。

全日基は、令和 3 年（2021）に通常・異常両基金の役割や補てん発動の在り方等を中心に基金制度の見直し案を取りまとめましたが、今般の価格高騰による厳しい状況等を踏まえ、新たな視点を加味した見直し案を「政策提案 2024」として提起することとしました。

本提案については、商系グループ内における制度議論の材料とするとともに、農林水産省をはじめとする関係者への政策提案として活用してまいります。

なお、提案書の記述に当たっては、提案内容が実現した状況を想定しての書きぶりとなっておりますこと、あらかじめご承知おきください。

II. 主要 7 課題にかかる今後の展開方向

令和 3 年（2021）9 月に公表した「政策提案 2021」に令和 3 年度以降の補てん事業を巡る状況を踏まえた新たな課題と対応策を加味し、基金制度全般に関わる 3 本柱（① 通常補てんと異常補てんの一本化、② 生産者に分かりやすい補てんの仕組み、③ 三基金団体の統合）について、7 つの取組課題を設定しながら今後の展開方向を提案します。

1. 通常補てんと異常補てんの融合（一本化）

（1）見直しのねらい

現在の二階建て方式による補てんの仕組みに対して、通常補てんと異常補てんの両者を融合し、補てん発動となった場合には、常時、両基金（通常基金及び国からの補助金による新たな国庫基金）から協調して補てん金を交付する仕組み（「新通常補てん」）を構築します。

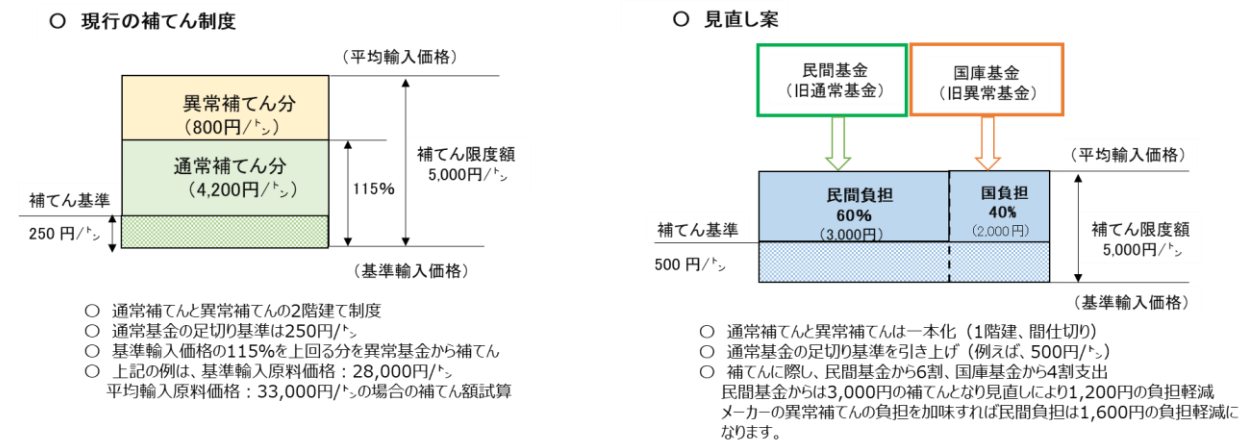
国の財源による補てんを強化することにより民間の補てん負担を軽減するとともに、このことを通じて、国及び生産者、飼料メーカーによる基金造成の均等化と持続性の担保された制度運営を目指します。

（2）通常補てんと異常補てんの一本化（課題 1）

民間基金（旧通常基金）と国庫基金（旧異常基金を見直し）による補てんの仕組みは、現行の二階建て方式から一階建ての「間仕切り」方式へと一本化し、補てん金は、原則、民間基金から 6 割、新たな国庫基金から 4 割支出される仕組みとします。

すなわち、補てん発動となった場合には、民間基金と国庫基金からそれぞれの補てん額を協調して支出し、民間基金の補てんルートを通じて生産者に補てん金を交付する仕組みとします。

(図 1)



(3) 補てん財源の安定化を図るため、補てん額に上限値および下限値を設定（課題 2）

令和3年度及び4年度の高額な補てん発動により、短期間のうちに異常・通常の基金財源が枯渇するという仕組み上の問題が露呈したところです。

こうした苦い経験を踏まえ、補てん財源の安定化を図るため、補てん金に上限および下限を設定することで補てん発動額に一定の制限を設けることとします。

① 上限率の設定

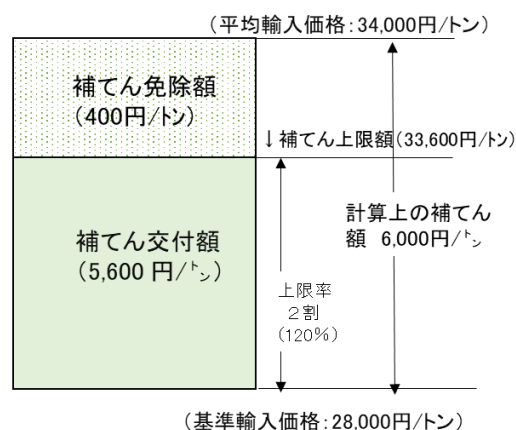
補てん金は基準輸入原料価格の2割を上限とし、これを超える額については補てんしないこととします。

図2の例では、現行ルールでは6,000円/トンの補てん額となるとところ、基準輸入原料価格の2割（120%）までを限度に補てん金（5,600円/トン）を交付し、残りの400円/トンは補てん免除、すなわち補てんの交付は行わないという仕組みです。

なお、現行ルールは、基準輸入原料価格の115%以上は異常補てん金が制限なしに交付される仕組みとなっています。

(図 2)

○ 補てん上限の設定による補てん交付額の試算例

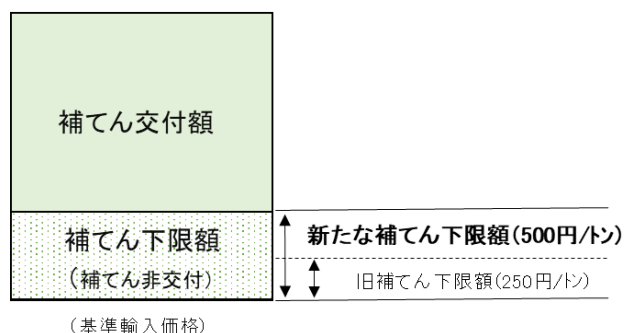


② 下限額の引上げ

現行の 250 円/トンから 500 円/トンへ発動下限額を引き上げることとします。

これは、補てん事務にかかる経費（振込手数料等）などを勘案して少額補てんを見送り、見送った財源は将来の補てん財源として有効活用するという考え方です。

(図 3) ○ 補てん発動下限額の見直し(250円/トン⇒500円/トン)



(4) 急激な価格上昇に対応した補てん上限の特例（課題 3）

急激な価格上昇に対応するため、当該四半期における補てん額の上限率を引き上げる（基準輸入原料価格の 3 割まで）ことが出来る特例措置を設けます。

当該特例は、国の指示に基づき安定機構が民間基金に対し特例内容（発動時期、発動期間等）を通知します。

特例による追加の補てん分（基準輸入原料価格の 2 割を超え 3 割までの格差分）については、国庫基金から支出することとします。

(5) 分割補てんの本格的な導入（課題 4）

補てん財源の安定化に資するため、一括補てん金の額に応じ、これを分割して補てんする仕組みを本格的に導入します。

このことにより、当該四半期当たりの民間支出額を圧縮することができ、財源の効率的な運用、借入金の抑止が期待できます。さらに、補てん期間の延伸（2～3 四半期）により持続性を有した支援も可能となります。

分割補てんの発動については、一括補てん額が比較的高額であり、かつ補てん財源の不足が見込まれる場合において適用することとします。

また、分割補てんは 2 分割ないし 4 分割「均等分割」を基本としますが、補てん財源の状況によっては「変則分割」による補てんもできる仕組みとします。

併せて、分割補てん時における初回の民間負担と国庫負担の比率についても検討することとします。

(6) 民間による積立金は「基本」と「特別」の二本立てによる方式を導入（課題 5）

新たな民間基金については従来の通常基金を踏襲することとし、商系基金にあっては、当分の間、全日基及び都道府県基金協会によるこれまでの業務体系を継続することとします。

民間基金の補てん財源は、畜産経営者（加入者）及び契約製造業者（飼料メーカー）が積み立てることとし、年度当初に設定する「基本積立金」と期中改定可能な「特別積立金」を合算した額を積み立てる方式の導入を検討します。

なお、補てん財源の状況により、特別積立金の減額、加算を期中に行うことが出来ることとし、財源に余剰が発生（業務期間の年間積立額の 2 倍を超える額）した場合には、必要に応じて積立金の総額を免除することが出来ることとします。

(7) 異常基金の廃止と新たな国庫基金の創設

補てんの一本化に伴い現行の異常基金は廃止し、民間基金の新通常補てんに対して補助するための新たな基金を安定機構内に設ける（仮称：国庫基金）こととします。

安定機構は、国庫基金に特定勘定を設け、国からの補助金を必要に応じて受け入れるとともに、補てん発動時においては同基金から所要の補てん金（国庫分）を支出する方式とします。

なお、旧異常基金の後年度積立負担分（債務 665 億円）については安定機構が引き続き別途管理するものとします。

(8) 通常補てんと異常補てんの本一本化による効果について

- ① 新たな方式による民間基金（旧通常基金）の補てん額について、平成 17 年～令和 4 年（18 年間）の補てん実績と新方式による試算値を比較すると、二階建て方式を平屋方式に変更し、併せて民間と国の負担比率を 6 : 4（現状の 8 : 2）とするほか、補てん上限（基準輸入原料価格の 2 割）を設け、下限額（250 円/トンから 500 円/トンへ）を見直した場合、補てん総額（民間+国庫）については、現状に比べ約 8 割まで縮小します。一方、民間の負担額についてみると現状に比べ約 6 割まで軽減されます。

これは、国と民間との負担比率の変更に加え、現行方式では民間（飼料メーカーや系統団体等）が負担していた異常補てん積立の 1/2 相当額が削減されるためです。

なお、補てん上限の特例（基準輸入原料価格の 3 割）を発動した場合の総補てん額は現状の約 9 割まで補てん額が上昇します。

- ② 年当たりの平均補てん額（発生年度ベース）は、現状の 468 億円/年に対し、見直しでは 366 億円/年となり、現状に比べ約 8 割まで縮小します。

また、1 四半期における単位数量あたりの補てん額（平均補てん単価）は、現状の約 4,750 円/トンに対し見直しでは約 4,300 円/トンとなり、現状の約 9 割水準になると試算されます。

ちなみに、補てん上限の特例（3 割）を適用した場合の年平均補てん額は現状の 468 億円/年に対し、見直しでは 437 億円/年となり約 9 割まで上昇します。

また、平均補てん単価では、現状の 4,750 円/トンから見直しでは 5,150 円/トンまで増額されます。

- ③ 積立金の負担についても、民間基金からの補てん額の縮減を通じて、長期的には生産者や飼料メーカーの負担軽減が期待されます。単位数量あたりの必要積立単価は、現状の約 1,800 円/トンに対し、見直しでは約 1,350 円/トンとなり、現状の約 7 割水準に軽減されると試算されます。

（参考）

平成 17 年～令和 4 年度までの補てん実績と見直し後の姿（試算）

（ア）補てん総額にかかる国、民間負担の見直し（民間負担の軽減）

補てん総額（民間+国）：（現状）6,558 億円 ⇒（見直し）5,117 億円（約 8 割）

（注 1）

補てんの負担割合 （現状）民間 8：国 2 ⇒（見直し）民間 6：国 4

民間の総負担額：（現状）5,331 億円 ⇒（見直し）3,070 億円（約 6 割）

（注 2）

（イ）合理的な補てん水準の確保（年間平均補てん額及び補てん単価の試算値）

年平均補てん額：（現状）468 億円/年 ⇒（見直し）366 億円/年（約 8 割）

（注 3）

平均補てん単価：（現状）4,750 円/トン ⇒（見直し）4,300 円/トン（約 9 割）（注 4）

特例適用の補てん単価：（現状）4,750 円/トン ⇒（見直し）5,150 円/トン

（ウ）積立単価（必要額ベース）の軽減

必要積立単価：（現状）1,820 円/トン ⇒（見直し）1,360 円/トン（75%）（注 5）

（注 1）補てん総額（平成 17 年度～令和 4 年度）は、現状については通常補てん額+異常補てん額の合計額、見直しについては民間補てん額+国庫補てん額の合計額

（注 2）民間の補てん総額は、現状については通常補てん額+異常補てん額（1/2）の合計額、見直しについては民間補てん額の値

（注 3）補てん額の年平均額は、補てん発生年度の補てん額の年度平均値

（注 4）平均補てん単価は、平成 17 年度～令和 4 年度における補てん発生のあった四半期における補てん単価の平均値

（注 5）必要積立単価は、当該補てん額を交付するのに必要な年間積立額を契約数量で除した値（契約数量 1,611 万トン）

2. 生産者に分かりやすい補てん発動の仕組み

(1) 見直しのねらい

従来の建値制度に立ち返ることなく輸入原料の通関データを使用した算定方式を継続することとし、そのうえで算定に使用する月毎のデータを2ヵ月前倒しすることによって、極力、配合飼料価格の改定時（各四半期末）に近い時点（1ヵ月程度）で補てん発動の有無が判明する仕組みとします。

これは、前四半期の2ヵ月分の価格に加え、当該四半期の1ヵ月分の価格を足掛けした状態で算定することを意味しています。例えば、第1四半期の算定では、現状は4月、5月、6月のデータを使用するのに対し、見直し案では前四半期（2月、3月）のデータと当該四半期（4月）のデータを使用します。

(2) 新たな仕組み（輸入データの2ヵ月前倒し方式へ）（課題6）

- ① 輸入原料の通関データ及び使用量について、従来の方式から2ヵ月前倒した月データを用いて補てん限度額を算定します。（原料使用量については、1四半期のうち前2ヵ月間のデータを使用して算定します。）

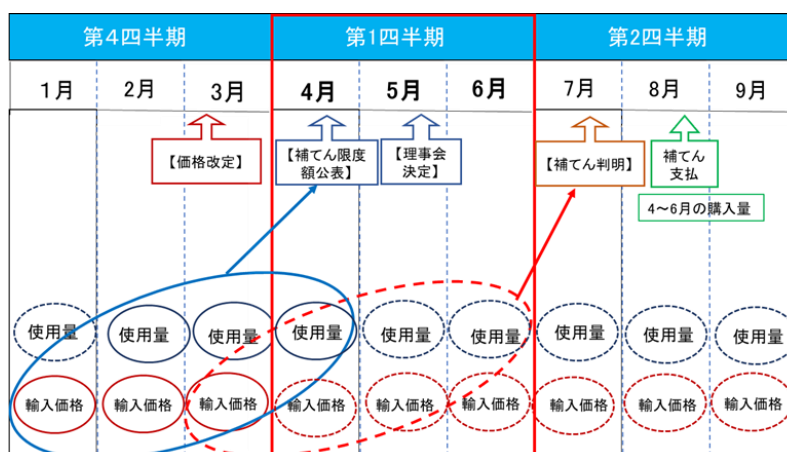
なお、月データのの前倒しによる算定月のズレから四半期単位では現状と見直し案との間で補てん額に相応の格差が生じますが、ロングスパンでみた場合の累積額では極めて少額の格差ないし格差無しの状況となり、補てん金交付累積額の実質的な目減りとはなりません。しかし、急激な価格上昇に伴い、現行方式による補てん額と比べた場合、一時的に乖離幅が拡大する可能性のあることも生産者に説明しておく必要があります。

- ② 補てん限度額の判明（公表）時期は、配合飼料価格の改定月の翌月後半とします。これまでは各基金の理事会において、補てん限度額に基づいて決定される「補てん金の額」を公表していましたが、見直し後は理事会に先立ち「補てん限度額」が確定した時点で事前情報としてこれを公表します。具体的には、各四半期の最初の月（第1四半期であれば4月）の後半、通関データが入手された後、算定のうえ速やかに公表します。

なお、補てん限度額の範囲内で理事会において決定される「補てん金の額」は「補てん限度額」公表後のしかるべき時期に公表されます。

- ③ 補てん金の交付時期については、交付金の算定（補てん単価×購入数量）をこれまでの当該四半期の購入数量データ（4、5、6月）を2ヵ月前倒しの購入数量データ（2、3、4月）を使用することにより2ヵ月早めます。第1四半期（4～6月期）の例では、従来の交付時期が8月半ばであったものが、見直し後は6月中に支払うことが可能となります。

(図 4) 2 ヶ月前倒し方式による算定の模式図



(注) 青色楕円：見直し案の月データ、赤色破線：現行方式の月データ

(表 1)

○ 2ヵ月前倒し方式にかかる諸元 (第1四半期 (4～6月期) の場合)

項 目	見直し案	現行	前倒し・短縮
輸入価格データ	1～3月の通関データ	3～5月の通関データ	▲2ヵ月
原料使用量データ	2～3月の製造データ 4月分は3月データを準用	4～6月の製造データ	▲2ヵ月
補てん限度額の公表時期	4月後半	7月半ば	▲2～3ヵ月
補てん金の支払い	6月中	8月半ば	(▲2ヵ月)

注：補てん金支払いの前倒し（短縮）の（▲2ヵ月）は見直し案を6月中旬とした場合の月数

- ④ 原料使用量については、該当月の実際の数量ではなく、年間固定の構成比を利用する方法も考えられます。構成比については理事会等で決定し、毎年見直しを行うことも可能ですし、構成比を利用することで『4月分は3月データを準用』という記述も不要になり、補てん単価の計算も容易になるメリットもあります。

(3) 算定手法にかかる継続的な検討

既に分割補てんが実施されている状況においては直近月のデータに基づいて計算する意味も薄れてきています。したがって、生産者と飼料メーカーによる価格交渉前に補てん金単価が明らかにできるよう、利用する通関データについて一定の修正を加えた予測値を用いる方法も考えられます。

例えば、第1四半期の場合に1月～3月の通関データを利用するのではなく、これを12月～2月の通関データ × 5原料の構成比により計算すれば、3月後半には補てん金単価を示すことができます。

いずれにしても、算定の細かな仕組みについては今後さらに関係者による検討を重ねていくこととします。

3. 三基金の団体統合

(1) 見直しのねらい

平成 26 年（2014）の自由民主党における制度検討では、三基金の統合について、① 地方組織の合併も含めた統合論であったこと、② 基金業務の統一システムを新たに構築する等の構想であったため、現実的でないという理由により三基金ともに反対した経緯があります。

三基金による業務運営については、基本的には共通ルールの下で運営がなされていますが、生産者への更なる利便性の提供や事業コストの一層の低減を図っていくためには三基金自体を統合化していくことが望まれます。

このため、地方組織は再編のうえ温存し、システム等の現有資源を活用しつつ中央団体のみの統合を進めることを基本に、再編統合の本格的な検討に着手すべきです。

(2) 新たな仕組み（配合飼料供給安定機構への編入による 3 基金の統合）（課題 7）

全日基及び全農基金、畜産基金に加え三基金の親団体（日本飼料工業会、全農、全酪等）、国、配合飼料供給安定機構の関係者による「協議会」を立ち上げ、組織の在り方について検討することとします。（図 5）

- ① 中央三団体（商系、全農、畜産）は基金業務を（公社）配合飼料供給安定機（安定機構）に移管することとします。同時に安定機構内に通常基金の部署を新設し、基金の管理及び業務を一元的に推進します。

なお、三基金は体制が整うまでの間これを支援し、併せて自らの解散作業を進めます。

- ② 地方組織（基金協会、農協等）における基金業務は温存することとします。

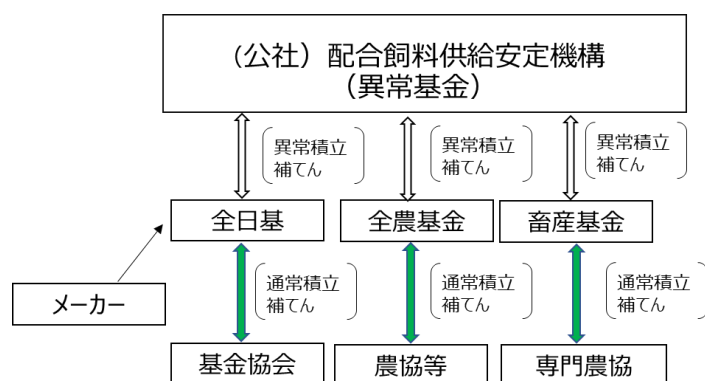
ただし、都道府県基金協会については、地域の実情に応じた再編統合を推進していきます。

- ③ 基金協会と安定機構（通常基金事業部）との連絡調整のため、親団体（日本飼料工業会等）の中に窓口的部署を設置することとします。

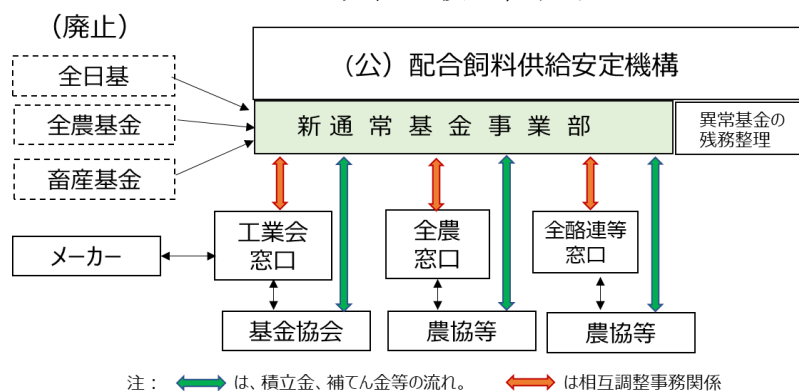
- ④ 基金業務の処理システムについては、当分の間、各基金持ち込みのシステムを利用していくこととします。

(図 5)

現在の仕組み



見直し後の仕組み



4. 急激な価格高騰への対応について

(1) 長期借入金に依存しない基金運営

多額の借入れ及び長期間にわたる返済は、廃業した畜産経営者の負担を新規ないしは継続経営者が負担するという制度上の不平等や飼料メーカーについても企業コンプライアンス上の問題を派生させるおそれがあります。

補てん制度にあっては、仮に補てん財源が枯渇した場合においても、借入金に依存することなく財源の範囲内での補てんを基本とすべきです。

そのためには、補てん額に上限を設定することや分割補てんの実施、最終的には払い切りの実施も視野に入れた対応を組合せることで借入金による補てんを抑止していくことが重要です。

(2) 安定的な補てん財源の確保

一方で、急激な価格高騰時にも対応できる適切な財源水準を常時確保しておくことも重要です。そのためには、年間積立額の1～2年分程度の水準を基本とし、基本契約期間の最終年度に至るまでの間は、少なくとも2年分程度の財源を保持しておくことが望ましいと考えられます。

5. 政策提案 2024 に対する関係者の評価について

政策提案に関する 7 課題の賛否及び意見について、関係者（都道府県基金協会及び飼料メーカー）にたずねたところ、7 課題全体の賛否については、賛成 85%、反対 5%、その他 10%でした。

課題別では、課題 1（通常補てんと異常補てんの一本化）及び課題 7（三基金の統合と安定機構への編入）については 9 割以上の高い割合で賛同が得られました。

一方、課題 4（分割補てんの本格的な導入）と課題 5（二本立てによる積み立て方式）については、賛成が多数を占めているものの様々な意見が寄せられました。

なお、回答に対する生産者の意見については、生産者個々にはお尋ねしていませんが、都道府県基金協会の会員には生産者が多数占められていること等から十分に反映されているものと考えています。

（表 2） 政策提案 2024 にかかる評価について（%）

（単位：%）

飼料 基金 メー カ ー 協 会	課題1	課題2	課題3	課題4	課題5	課題6	課題7	
	通常補てんと異常補てんの一本化	補てん額の上限・下限値の設定	急激な価格上昇に対応した補てん上限の特例	分割補てんの導入による柔軟な財源運用	「基本」と「特別」の二本立てによる積立方式の導入	補てん発動の早期判明にかかる仕組みの導入	三基金の統合と安定機構への編入	
賛成	95	86	87	75	75	89	90	85%
反対		5	2	13	11	2		5%
その他	5	10	11	13	14	10	10	10%
合計	100	100	100	100	100	100	100	100%

回収率 91%

回答団体・企業 63

（注）その他は賛成、反対いずれでもないが様々な意見を寄せていただいた者

Ⅲ. おわりに

以上、基金制度を巡る主要な課題とその展開方向について取りまとめました。

全日基では、本報告書及び付属資料を活用し、制度見直しにかかる更なる具体策の検討について関係者とともに取り組んでまいります。

また、農林水産省をはじめ関係組織におかれましては、ご賢察のうえ速やかな制度見直しの実現にご尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(参考) 補てん関連指標の現状と見直し案との比較等 (試算)

(諸元)

- ・試算に用いたデータは、平成17年度第1四半期から令和4年度第4四半期の18年間の全日基の補てん事業で発生したデータを用いた。また、令和4年度以前の原料価格及び原料使用量は確定値を用いた。

(見直し案の前提)

現行補てん方式を通常・異常補てんの一本化による平屋間仕切り方式に変更

補てん下限値：500円/トン、

補てん上限率：基準輸入原料価格の2割(120%)までを限度とする。

補てん上限率の特例は3割(130%)までとした。

1. 補てん総額 (億円)

区分	現状(平成17年Ⅰ～R4年Ⅳ期)			見直し(同期間)			対比 ②/①
	通常 億円	異常等 億円	合計① 億円	民間 億円	国庫 億円	合計② 億円	
補てん総額	5,331	1,227	6,558	3,070	2,047	5,117	78%
負担比率	81%	19%	100%	60%	40%	100%	

(注) 現状の「異常等」は国の負担部分(1/2)のみの額、残りの1/2相当額(メーカー負担)は「通常」に加算した。(実際の「通常」の総額は4,103億円、「異常等」の総額は2,454億円)

平成17年度から令和4年度までの18年間で交付された補てん金は、通常、異常合わせて6,558億円でした。これに対し見直し後は、補てん限度額の設定等により、総額ベースで5,117億円、現状比約8割(78%)と試算されます。

実質の民間負担については、現状比で約6割(58%、3,070億円/5,331億円)まで削減することが可能です。また、国と民間との負担比率については、現状の民間：国＝8：2に対し、見直し後は民間：国＝6：4となります。

2. トン当たり補てん額 (円/トン)

現状(平成17年Ⅰ～R4年Ⅳ期 18年間)					見直し(同期間)						対比 ②/①
	補てん単価 (50円調整後) 円/トン	年平均			OV	LL	補てん単価 (50円 調整後) 円/トン	年平均			
		通常 億円	異常等 億円	合計① 億円				通常 億円	国庫 億円	合計② 億円	
件数	37	14	8	14	13	5	32	14	14	14	
平均	4,796	293	307	468	41%	16%	4,322	219	146	366	78%
特例措置により20%を上回る補てん額の全てを国が負担した場合の平均補てん額 ⇒					4	5	5,170	219 (50%)	218 (50%)	437 (100%)	93%

(注1) OV: 上限20%(特例の場合は30%)を上回る四半期 LL: 下限500円未満に該当する四半期

(注2) 現状の補てん発動回数: 37回 発動年: 通常14年、異常8年 見直し補てん発動回数: 32回 発動年: 通常14年、国庫14年

補てん金交付額の比較については、現状値は 37 四半期の平均で約 4,800 円/トン、同じく年ベースでの補てん額は 468 億円/年となっています。

一方、見直し案では、下限額引き上げによる足切り等により補てん発動回数は 32 四半期まで減少し、平均で約 4,300 円/トン、同じく年ベースでの補てん額は 366 億円（現状比約 8 割（78%））まで減少します。

また、現状における異常補てん負担部分の約 307 億円は見直しによって国庫負担部分のみの約 146 億円まで減少します。異常補てんの国庫負担は 1/2 相当ですから、国の負担に限れば現状の 154 億円から見直し 146 億円まで 8 億円（▲5%）負担を減らすことができます。

3. 必要積立単価（円/トン）

(1) 現状

○ 補てん実績から必要となる積立単価（円/トン）を算定 （億円/年、円/トン）

区分	民間			異常		メーカー・農協等負担合計
	民間計	生産者	メーカー	国庫	メーカー	
積立必要額	293	98	195	153	153	349
必要積立単価 ①(経年)	1,415	472	943	423	423	1,366
必要積立単価 ②(発生年)	1,819	606	1,213	952	952	2,165

契約数量(トン) 1,611,358

(注) R17～R4年度までの補てん実績をベースに必要となる財源から積立単価を算定

(2) 将来

○ 将来必要となる積立単価（円/トン）を算定 （億円/年、円/トン）

区分	民間			国庫		メーカー・農協等負担合計
	民間計	生産者	メーカー	国庫	メーカー	
積立必要額	219	73	146	146		146
必要積立単価 ①(経年)	1,059	353	706	706		706
必要積立単価 ②(発生年)	1,361	454	907	907		907
現状比(%)	75%	75%	75%	95%		

(注) 民間負担額のうち、生産者とメーカーの負担率は1:1～1:2の範囲内。ここでは1:2で試算
現状比(%)は、発生年ベースでの現状に対する見直し案での必要積立単価の割合(%)

必要積立単価の試算（1）及び（2）は実際の積立単価を平均したものではなく、補てんの実績ないしは見通し額から必要となる積立単価を推計したものです。

（1）の補てん実績から試算した民間の必要積立単価（発生年ベース）は 1,820 円/トンと試算され、現状（令和 5 年度）の積立単価（1,800 円/トン）に近い値となっています。見直し案では、1,360 円/トンと試算され、現状に対し約 75%まで民間負担の軽減が期待されます。